

令和 6 年度版

# 白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

# 目 次

沿 革	1
位 置 図	3
圏 域 図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6

## 【 執 行 機 関 及 び 議 会 】

役員・議会議員	10
---------	----

## 【 組 織 及 び 負 担 割 合 予 算 ・ 決 算 】

組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16

## 【 広 域 行 政 事 務 】

事 務 局	18
（1）総務課	
1） 組合市町村との連絡調整に関する事	19
2） 救急医療運営費補助事業に関する事	19
3） 介護認定審査会の設置・運営等に関する事	20
4） 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関する事	22
5） 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの 運営管理に関する事	24
6） 白河地方土地開発公社に関する事	25
7） 新白河広域観光連盟に関する事	26
8） 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関する事	27
（2）衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1） 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	28
（3）滞納整理課（滞納整理事業）	
1） 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理に関する事	36
（4）用水供給課（水道用水供給事業）	
1） 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事	38

## 【 消 防 事 務 】

消防本部	46
（1）組織等	
1） 消防組織	46
2） 広域消防力分布図	47
3） 所属別階級別配置状況	48
4） 階級別勤続年数	49
（2）出動状況等	
1） 市町村別火災発生状況	50
2） 市町村別火災原因状況	52
3） 過去5年間の火災状況	53
4） 発生場所別救急出動状況・署別救急出動状況	54
5） 月別救急出動状況・市町村別救急業務実施状況	56

# 沿 革

## ■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中核として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

## ■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

## ■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人、平成27年144,080人、令和2年には3.69%減の138,770人と14万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の令和2年の平成27年に対する伸び率をみると白河市で3.91%減少し、西白河郡では0.01%の増加、東白川郡では8.77%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も4.23%減少している。

## ■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.08k㎡である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山(797m)、八溝山系には八溝山(1,022m)、奥羽山系には三本槍岳(1,917m)、大白森山(1,642m)及び甲子山(1,549m)などがあり、丘陵地を形成している。

## ■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

令和5年における年間平均気温は13.5℃(福島地方气象台)で、全域的には高原性のさわやかな気候といえる。

# 位置図

都道府県名 福島県

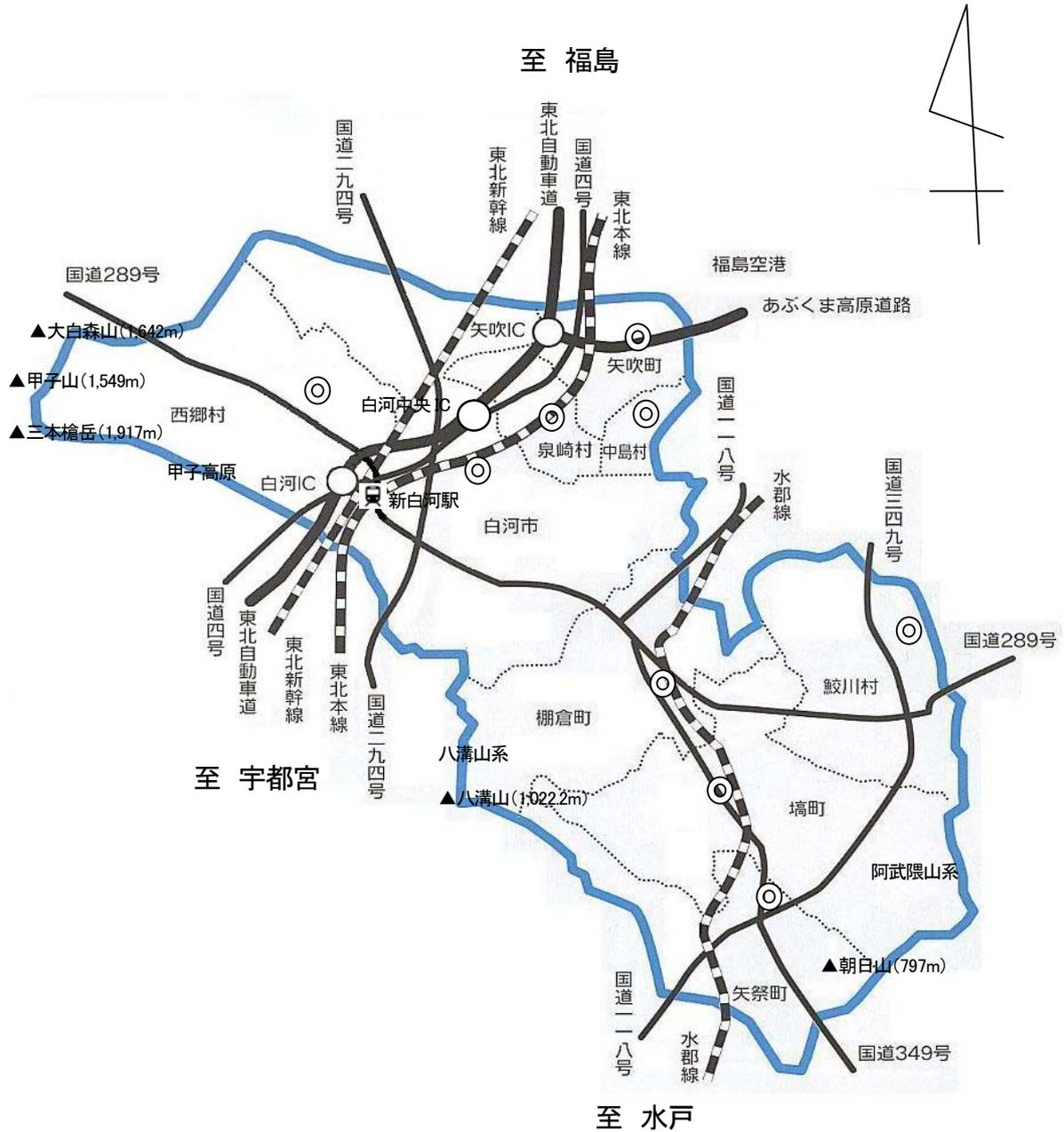
圏域名 白河地方広域市町村圏



白河地方広域市町村圏

構成市町村名		面積	
		(R6. 1. 1現在) km <sup>2</sup>	
白 河 市		305.32	
西 白 河 郡	矢 吹 町	60.40	
	西 郷 村	192.06	
	泉 崎 村	35.43	
東 白 川 郡	中 島 村	18.92	
	棚 倉 町	159.93	
東 白 川 郡	矢 祭 町	118.27	
	塙 町	211.41	
	鮫 川 村	131.34	
合 計		1,233.08	

# 圏域図



# 市 町 村 人 口 の 推 移

市町村名	人 口	世 帯	面 積	人口密度	国 勢 調 査 時 の 人 口 比 較			
	令和6年4月 (人)	令和6年4月 (戸)	令和6年1月 (k m <sup>2</sup> )	1 k m <sup>2</sup> あたり (人)	令和 2年 (人)	平成 27年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白 河 市	56,711	24,033	305.32	185.7	59,491	61,913	△ 2,422	△ 3.91
矢 吹 町	16,954	6,380	60.40	280.7	17,287	17,370	△ 83	△ 0.48
西 郷 村	20,979	8,506	192.06	109.2	20,808	20,322	486	2.39
泉 崎 村	5,959	2,132	35.43	168.2	6,213	6,495	△ 282	△ 4.34
中 島 村	4,666	1,584	18.92	246.6	4,885	5,001	△ 116	△ 2.32
棚 倉 町	12,489	4,741	159.93	78.1	13,343	14,295	△ 952	△ 6.66
矢 祭 町	4,986	1,866	118.27	42.2	5,392	5,950	△ 558	△ 9.38
塙 町	7,754	2,962	211.41	36.7	8,302	9,157	△ 855	△ 9.34
鮫 川 村	2,737	978	131.34	20.8	3,049	3,577	△ 528	△ 14.76
計	133,235	53,182	1,233.08	108.1	138,770	144,080	△ 5,310	△ 3.69

資料：人口、世帯は、福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）より抜粋

：面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より抜粋

## 組 合 の あ ゆ み

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
" 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 (福島県指令地885号) 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	一部事務組合設立許可 (福島県指令地885号) 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に関すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に関すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に関すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に関すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村 (1市4町7村)	規約の一部変更 (東白川郡4町村を追加)
" 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期基本計画策定	
" 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センター発足	
" 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確立(矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の各分署及び鮫川出張所の開設)	
昭和48年 1月		規約の一部変更 (消防関係の共同処理事務内容の整理) ◎ 消防に関すること。(ただし、消防団に関することを除く。) ※常備消防及び救急施設を消防に統一
" 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さざり荘」開設	
昭和49年～	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 研修に関すること。(組合市町村の任命権者が行うものを除く。)
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本計画策定	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和54年 4月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和55年 3月	白河地方新広域市町村圏計画策定	
” 4月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和56年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける	
昭和57年 6月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和58年 4月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止。 （大信・鮫川村） ※組規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス。 ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止。 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止。 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
昭和58年 6月	新白河広域観光連盟の事務局が移管される	
” 12月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和59年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和61年 4月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
” 10月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和62年 3月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
” 4月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成 3年 3月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成 4年 4月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成 7年 4月	大信分遣所を分署に昇格	
平成11年 5月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
” 10月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成12年 4月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成13年 2月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
” 3月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 （共同処理事務内容を削除） ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関すること。
平成14年12月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
” 4月		規約の一部変更 （経費の支弁方法を追加） ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加
平成18年 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
” 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
” 3月		規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加削除） ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。（組合市町村の任命権者が行うものを除く。）
平成23年 3月	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。） ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）
” 4月1日	組 合 統 合	
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 （旧）障害者自立支援法 →（新）障害者総合支援法（略称）	規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547 t（H23～H25年度）の処理完了	
” 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 （共同処理事務内容を追加） ◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
” 10月	滞納整理事業開始	
令和3年 7月		規約の一部変更 （共同処理事務の掲載内容を変更） ◎ 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
” 10月	事務所の移転	規約の一部変更 （組合の事務所の位置） ◎ 組合の事務所は、福島県白河市表郷金山字長者久保2番地に置く。
令和5年 4月	インターネット及び電話での申込みによる施設利用及び粗大ごみ戸別収集を開始	

執 行 機 関  
及 び 議 会

# 白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

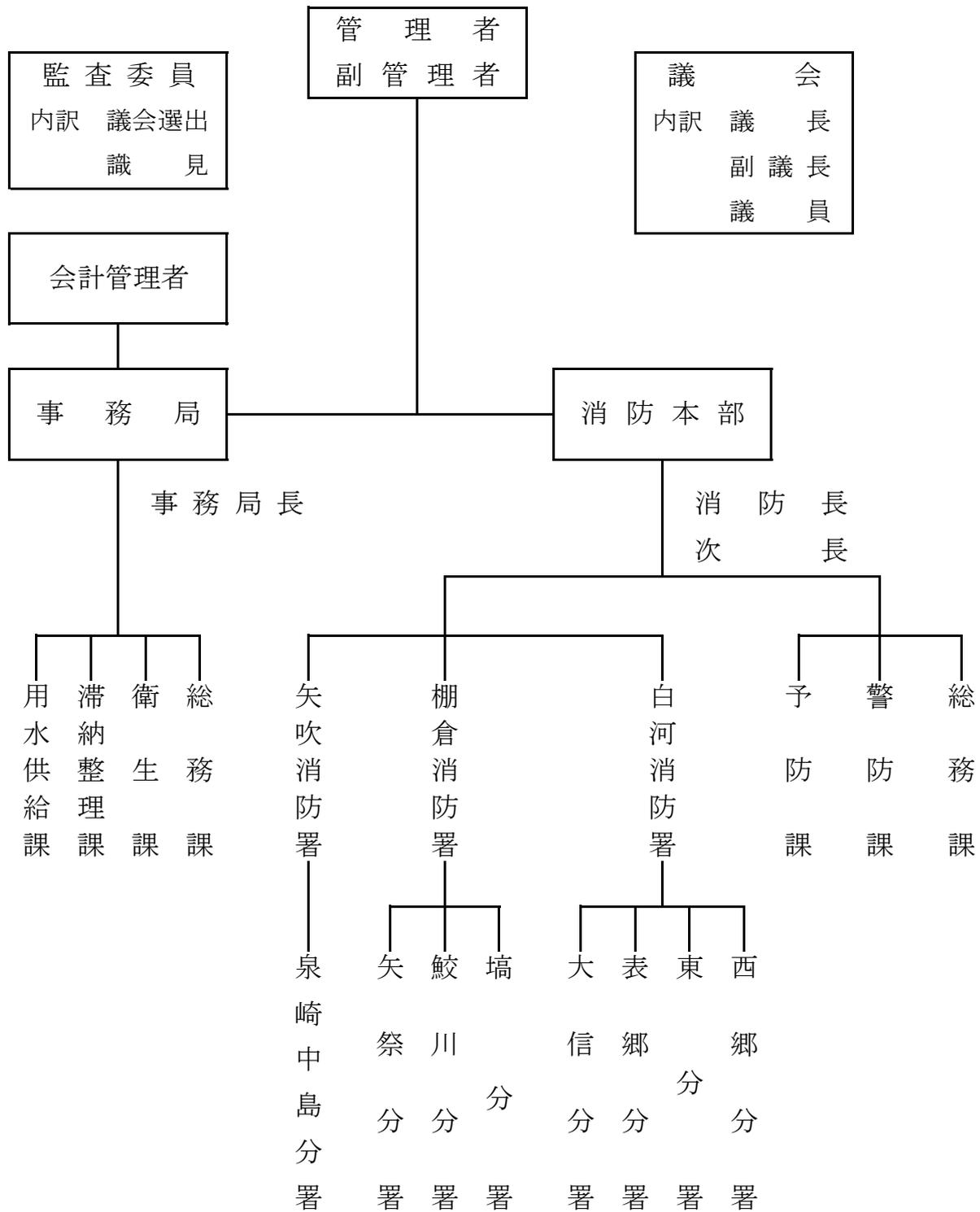
令和6年5月31日現在

役職名	現職	氏名	備考
管理者	白河市長	鈴木和夫	
代表副管理者	西郷村長	高橋廣志	
代表副管理者	塙町長	宮田秀利	
副管理者	矢吹町長	蛭田泰昭	
副管理者	泉崎村長	箭内憲勝	
副管理者	中島村長	加藤幸一	
副管理者	棚倉町長	湯座一平	
副管理者	矢祭町長	佐川正一郎	
副管理者	鮫川村長	宗田雅之	
監査委員	議会選出監査委員	前田武久	
監査委員	識見監査委員	大川茂	
議席番号	現職	氏名	備考
1	白河市議会議員	佐川琴次	
2	白河市議会議員	根本建一	
3	白河市議会議員	北野唯道	
4	白河市議会議長	筒井孝充	議長
5	矢吹町議会議長	藤井源喜	副議長
6	矢吹町議会副議長	堀井成人	
7	西郷村議会議長	真船正晃	
8	西郷村議会副議長	矢吹利夫	
9	泉崎村議会議長	岡部英夫	
10	泉崎村議会副議長	野崎隆	
11	中島村議会議長	小室辰雄	
12	中島村議会議員	小室重克	
13	棚倉町議会議長	佐藤喜一	
14	棚倉町議会副議長	藤田智之	
15	矢祭町議会議長	緑川裕之	
16	矢祭町議会副議長	鈴木一	
17	塙町議会議長	鈴木孝則	
18	塙町議会副議長	下重義人	
19	鮫川村議会議長	前田武久	監査委員
20	鮫川村議会副議長	緑川茂	

組 織 及 び  
負 担 割 合  
予 算 ・ 決 算

# 白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

令和6年4月1日現在



# 白河地方広域市町村圏整備組合 各施設（各課）の所在地

事 務 局			TEL	0248(21)5193	
	総 務 課	〒961-0416	FAX	0248(21)9953	
		白河市表郷金山字長者久保2番地			
	滞 納 整 理 課		TEL	0248(21)5858	
	衛 生 課	〒961-0023	TEL	0248(28)3558	
		西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ			白河市亀石1番地
		白河地方清掃センター			〒961-0051 白河市大牛埴41番地
		西郷埋立処分場			〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内
	用 水 供 給 課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395	
		芝原浄水場	西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消 防 本 部		〒961-0975	TEL	0248(22)2157	
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)3999	
	白 河 消 防 署	〒961-0975	TEL	0248(22)2155	
		白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)6200	
	白河消防署西郷分署	〒961-8091	TEL	0248(25)2534	
		西郷村大字熊倉字折口原39番地5	FAX	0248(25)0494	
	白河消防署東分署	〒961-0303	TEL	0248(34)3161	
		白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(34)2999	
	白河消防署表郷分署	〒961-0403	TEL	0248(32)3432	
		白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	FAX	0248(32)3999	
	白河消防署大信分署	〒969-0303	TEL	0248(46)2347	
		白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(46)2899	
	棚 倉 消 防 署	〒963-6131	TEL	0247(33)4522	
		棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73番地	FAX	0247(33)7499	
棚倉消防署塙分署	〒963-5411	TEL	0247(43)1219		
	塙町大字上石井字薬師堂41番地1	FAX	0247(43)0994		
棚倉消防署鮫川分署	〒963-8401	TEL	0247(49)2119		
	鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	FAX	0247(49)2399		
棚倉消防署矢祭分署	〒963-5119	TEL	0247(46)2119		
	矢祭町大字小田川字春田1番地1	FAX	0247(46)2791		
矢 吹 消 防 署	〒969-0256	TEL	0248(42)3762		
	矢吹町鍋内25番地5	FAX	0248(42)3999		
矢吹消防署泉崎中島分署	〒969-0103	TEL	0248(53)2978		
	泉崎村大字北平山字下原12番地2	FAX	0248(53)2899		

## 共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。	①情報通信ネットワーク運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ②共同運用システム運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③その他①及び②に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 2) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 3) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

## 令和6年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和6年度	令和5年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,757,754	3,632,542	125,212	3.45%	
2. 使用料及び手数料	358,550	272,993	85,557	31.34%	
3. 国庫支出金	1,440	1,401	39	2.78%	
4. 県支出金	488	732	△ 244	△ 33.33%	
5. 財産収入	131	110	21	19.09%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰入金	24,474	19,713	4,761	24.15%	
8. 繰越金	16,160	16,160	0	0.00%	
9. 諸収入	90,085	84,586	5,499	6.50%	
10. 組合債	76,000	87,200	△ 11,200	△ 12.84%	
歳入合計	4,325,083	4,115,438	209,645	5.09%	

(歳出)

(単位:千円)

款	令和6年度	令和5年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	620	658	△ 38	△ 5.78%	
2. 総務費	377,908	350,661	27,247	7.77%	
3. 民生費	48,399	52,132	△ 3,733	△ 7.16%	
4. 衛生費	1,822,676	1,682,498	140,178	8.33%	
5. 消防費	1,945,704	1,897,749	47,955	2.53%	
6. 公債費	109,576	111,540	△ 1,964	△ 1.76%	
7. 予備費	20,200	20,200	0	0.00%	
歳出合計	4,325,083	4,115,438	209,645	5.09%	

## 一般会計 歳入歳出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1. 分担金及び負担金	3,278,524	3,236,350	3,422,387	3,730,161	3,296,190
2. 使用料及び手数料	289,874	282,954	272,499	276,082	272,426
3. 国庫支出金	13,681	22,845	445,283	127,272	12,429
4. 県支出金	13,521	5,812	2,096	2,365	3,150
5. 財産収入	294	2,977	359	457	1,580
6. 寄附金	0	0	0	0	0
7. 繰入金	0	17,141	39,292	181,855	150,540
8. 繰越金	175,443	199,670	143,925	140,147	133,607
9. 諸収入	133,908	123,352	144,640	131,351	102,573
10. 組合債	43,400	55,500	196,800	225,500	214,500
歳入合計	3,948,645	3,946,601	4,667,281	4,815,190	4,186,995

(歳出)

(単位:千円)

款	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1. 議会費	510	733	585	607	553
2. 総務費	341,069	331,907	345,445	357,013	365,365
3. 民生費	48,835	49,055	44,773	51,395	48,980
4. 衛生費	1,469,372	1,393,043	1,329,888	1,770,317	1,292,336
5. 消防費	1,850,336	1,874,699	2,640,341	2,258,584	2,139,569
6. 公債費	127,435	121,722	99,361	78,998	176,285
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	3,837,557	3,771,159	4,460,393	4,516,914	4,023,088

## 令和6年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和6年度	営業収益	726,054	営業費用	928,986	企業債	1,400,400	建設改良費	1,400,493
	営業外収益	475,487	営業外費用	32,009	-	-	企業債償還金	304,920
	特別利益	48,265	特別損失	1	-	-	-	-
	-	-	予備費	5,000	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,249,806	用水供給事業費用計	965,996	資本の収入計	1,400,400	資本の支出計	1,705,413

## 特別会計 収入支出決算

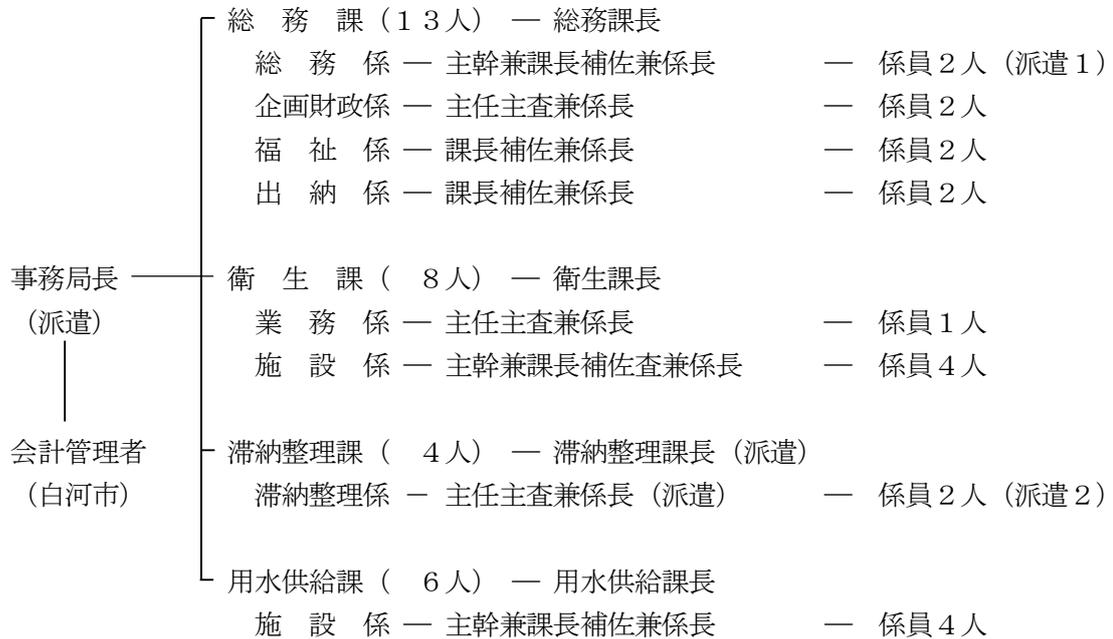
(単位：千円、税込)

年度	収益の収入		収益の支出		資本の収入		資本の支出	
令和4年度	営業収益	726,055	営業費用	711,974	企業債	902,300	建設改良費	902,385
	営業外収益	356,613	営業外費用	40,794	-	-	企業債償還金	359,015
	特別利益	50,686	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,133,354	用水供給事業費用計	752,768	資本の収入計	902,300	資本の支出計	1,261,400
令和3年度	営業収益	726,055	営業費用	798,527	企業債	16,700	建設改良費	16,741
	営業外収益	384,088	営業外費用	97,943	-	-	企業債償還金	366,740
	特別利益	50,540	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,160,683	用水供給事業費用計	896,470	資本の収入計	16,700	資本の支出計	383,481
令和2年度	営業収益	726,055	営業費用	823,555	企業債	99,400	建設改良費	117,195
	営業外収益	384,057	営業外費用	95,058	出資金	-	企業債償還金	372,263
	特別利益	50,678	特別損失	0	-	-	-	-
	用水供給事業収益計	1,160,790	用水供給事業費用計	918,613	資本の収入計	99,400	資本の支出計	489,458

事 務 局

# 事務局 (R6.4.1 現在)

## 1 組織



## 2 業務

### (1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会に関すること。

### (2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

### (3) 滞納整理課

- 1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

### (4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

### 3 業務内容

#### (1) 総務課

##### 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

##### 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

###### ①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

#### ※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機 関 名 及 び 職 名	役職名	機 関 名 及 び 職 名
会 長	福島県県南保健福祉事務所長	委 員	会田病院長
副会長	白河医師会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合 事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部 消防長	〃	矢祭町町民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部 警防課長

#### ※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構 成 病 院 名	備 考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

#### ※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (予定)
輪番日数	436日	435日	436日	438日	437日
搬送人数	1,699人	1,819人	1,801人	1,820人	—人
補助金額	26,292千円	24,782千円	25,042千円	25,130千円	24,458千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

## 介 護 認 定 審 査 会

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員	
第 1 合議体	)	医 療	19人	9人	10人
		医師	15人	7人	8人
		歯科医師	2人	1人	1人
		薬剤師	2人	1人	1人
第 8 合議体 (隔週開催)	)	保 健	13人	8人	5人
		理学療法士	5人	3人	2人
		作業療法士	3人	2人	1人
		看護師	5人	3人	2人
	福 祉	20人	15人	5人	
		特養施設職員	4人	4人	—
		老健施設職員	4人	4人	—
		介護福祉士	3人	2人	1人
社会福祉士		1人	—	1人	
介護支援専門員	8人	5人	3人		
合 計		52人	32人	20人	

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福 祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員のうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医 療	1人	医師・歯科医師・薬剤師のうちから1人 ※2合議体は2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※2合議体は2人

- ※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。
- ※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

## 令和5年度介護認定審査会審査実績

### ①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	合議体								合 計
	第1合議体	第2合議体	第3合議体	第4合議体	第5合議体	第6合議体	第7合議体	第8合議体	
開催回数	12	14	15	13	15	16	16	15	116
審査件数	531	588	628	544	665	740	716	640	5,052

### ②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村	区分								合 計
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
白河市	4	198	317	314	442	360	367	235	2,237
矢吹町	2	46	94	70	101	72	101	77	563
西郷村		55	95	66	120	86	107	54	583
泉崎村		28	28	22	46	33	35	32	224
中島村	3	22	23	28	29	21	28	28	182
棚倉町	1	30	67	47	114	95	91	48	493
矢祭町	1	26	18	34	31	17	33	12	172
埴 町		62	71	46	78	85	57	36	435
鮫川村		9	24	24	29	25	33	19	163
合 計	11	476	737	651	990	794	852	541	5,052

### ③介護認定区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	2次								合 計
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
非該当	11	3							14
要支援1		473		2					475
要支援2			504	69	1				574
要介護1			233	580					813
要介護2					989	3			992
要介護3						791	2		793
要介護4							850	1	851
要介護5								540	540
合 計	11	476	737	651	990	794	852	541	5,052

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

## 障 害 者 介 護 給 付 費 等 支 給 審 査 会

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医療	6人	3人	3人
		精神科医師	3人	—
		その他の医師	—	3人
	身体障がい	3人	3人	—
		障がい者支援施設職員	1人	—
		理学療法士	1人	—
作業療法士		1人	—	
第3合議体	知的障がい	6人	3人	3人
		障がい者支援施設職員	3人	—
		社会福祉士	—	3人
	精神障がい	3人	3人	—
		精神保健福祉士	3人	—
		合 計	18人	12人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4人)	医療	1人	精神科医師
	身体障がい	1人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから1人
	知的障がい	1人	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1人	精神保健福祉士
補強委員 (2人)	医療	1人	医師
	身体・知的 精神障がい	1人	社会福祉士

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師」20,000円、「医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費及び通信費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)

## 令和5年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

### ①審査会開催実績

(単位：回、件)

実績	合議体			
	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	6	6	8	20
審査件数	97	87	119	303

### ②市町村別実績

(単位：件)

市町村名	区分								計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	
白河市		2	31	24	36	20	29		142
矢吹町		1	6	8	5	2	8		30
西郷村			7	11	4	2	12		36
泉崎村			1		1	2	4		8
中島村			3		2	1	1		7
棚倉町			4	5	6	11	2		28
矢祭町		1	6		4	2	4		17
塙町			1	8	5	2	7		23
鮫川村			4	1	4	2	1		12
計		4	63	57	67	44	68		303

### ③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新規	更新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			計
						12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	
身体障がい	19	28	2		49			49	49
知的障がい	11	106	5		122	1		121	122
精神障がい	27	37	1		65			65	65
難病									
身体・知的	6	34			40			40	40
身体・精神	5	6			11			11	11
知的・精神	1	9			10			10	10
難病・身体		2	1		3			3	3
難病・知的		1			1			1	1
難病・精神									
身・知・精									
難・身・知	1				1			1	1
難・身・精		1			1			1	1
難・知・精									
難・身・知・精									
計	70	224	9		303	1		302	303
								非該当	

### ④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

1次 2次	非該当	区分						再調査	計
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
非該当									
区分1		4							4
区分2			63	1					64
区分3				56	1				57
区分4					66				66
区分5						44	2		46
区分6							66		66
計		4	63	57	67	44	68		303

5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関する  
こと。

## 白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）及びインターネットへの専用線接続並びに市町村学校統合型校務支援ネットワーク専用線接続を実施するとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村  
白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350.14 km
- ② 通信速度：幹線（100 芯）10 ギガビット、支線（8 芯）100 メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム  
（一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備）
- ② ホームページ作成システム  
（住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備）
- ③ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ④ 市町村学校統合型校務支援ネットワーク接続システム  
（福島県教育委員会運用システムへの通信網の整備）
- ⑤ 公会計システム（内部事務の効率化）
- ⑥ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑨ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に関すること。

白 河 地 方 土 地 開 発 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理 事 長 — 副理事長（2人）— 理事（6人）— 監事（3人）

業務部（4人）

専務理事 — 出納室（2人）

※専務理事以下7人は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・  
矢祭町・埴町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

(単位：万円)

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	埴 町	95	鮫川村	65

⑥事業実績（過去5年）

(単位：件、㎡、千円)

年度	受 託 事業数	取得面積	取得金額	完 了 事業数	売払面積	売払金額
R元	—					
R2	—					
R3	—					
R4	—					
R5	—					

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

## 新 白 河 広 域 観 光 連 盟

① 設立年月日 昭和57年4月21日

② 機 構

会長 — 副会長 (3人) — 監事 (2人) — 会員 (7人)

事務局長 — 課長

— 主任主査兼係長 — 職員 (2人)

観光案内所 (案内スタッフ1名が常駐)

※事務局長以下5人は、当組合職員が兼務

③ 構成団体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・  
塙町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村

④ 目的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業 務 1) 新白河広域観光案内所の運営  
2) 広域的観光の推進に必要な事業

### 令和6年度事業計画

区分	事業名	事業内容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	東北の観光案内所ネットワーク化事業	東北の各都市の観光案内所をネットワーク化し、旅行者に対して広域観光情報を多言語で提供する体制を構築するとともに、合同研修会を通じて、観光案内所職員のスキルアップを図る。また、首都圏の観光案内所と連携を強化し、東北への誘客や周遊促進を図る。 ①ビジネスチャットアプリ (Chatwork) を活用した参加観光案内所とのネットワーク機能維持 ②デジタルサイネージを活用した東北プロモーションの強化 ③観光案内所スタッフ合同研修会 ④首都圏観光案内所との連携

## 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

### ①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
------------------------------------

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法人名	R4	R5	R6
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会	更新		
2	東西しらかわ農業協同組合	更新		
3	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会	更新		
4	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会	更新		
5	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会	更新		
6	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会	更新		
7	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会	更新		
8	社会福祉法人 埴町社会福祉協議会	更新		
9	社会福祉法人 甲子の里福祉会		更新	
10	社会福祉法人 清峰会		更新	

## (2) 衛生課

### 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

### 1. ごみ処理事業

#### 1) ごみ処理事業の各施設

##### ①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成7年3月25日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造
	地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80㎡
	車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96㎡
施設運転管理	委託

##### ②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣 工 年 月 日	平成16年3月31日
敷 地 面 積	74,820㎡
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造
	地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18㎡
施設運転管理	委託

##### ③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣 工 年 月 日	昭和56年12月28日
総 面 積	51,845㎡
埋 立 容 量	417,462㎥
埋 立 面 積	28,639㎡
残 余 容 量	19,123.62㎡
残余埋立期間	4.62年（令和4年12月測定）
施設運営管理	委託
重 機	バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分（全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照）

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区 分		平成	令和			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
可燃ごみ	処 理 量	32,785	35,805	34,270	34,210	34,158
	前年度比	100.52	109.21	95.71	99.82	99.85
不燃ごみ・資源ごみ、 古紙類	処 理 量	5,497	5,498	6,076	5,758	5,676
	前年度比	98.41	100.02	110.51	94.77	98.58
計	処 理 量	38,282	41,303	40,346	39,968	39,834
	前年度比	100.21	107.89	97.68	99.06	99.66

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量 (令和4年度)

(単位：t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
ク リ ン セ ン タ ー 処 理 量	生活系	収集	可燃ごみ	9,666	2,658	3,123	880	631	16,958
		可燃性粗大ごみ	26	5	9	1	1	42	
	搬入	可燃ごみ	1,127	140	313	101	72	1,753	
		不法投棄等減免	17	1	13	7	0	38	
		可燃性破砕物	851	241	263	79	62	1,496	
		し尿汚泥	1,044	279	214	87	152	1,776	
		火災廃材	0	5	51	0	0	56	
	計			12,731	3,329	3,986	1,155	918	22,119
	事業系	許可業者収集	6,087	1,725	2,206	602	150	10,770	
		持ち込み	829	104	205	93	25	1,256	
		計	6,916	1,829	2,411	695	175	12,026	
	災害分	可燃ごみ	1	0	0	0	0	1	
		木くず	0	12	0	0	0	12	
計		1	12	0	0	0	13		
可燃ごみ 計			19,648	5,170	6,397	1,850	1,093	34,158	

②不燃・資源ごみの処理量 (令和4年度)

(単位：t)

市町村別			白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村	組合全体	
リ サ イ ク ル	生活系	収集	不燃ごみ	618	205	196	59	51	1,129
		資源ごみ	1,246	364	425	119	86	2,240	
		古紙類	688	101	179	86	43	1,097	
		不燃性粗大ごみ	31	6	8	2	2	49	

プラザ処理量	搬入	不燃ごみ	588	90	167	50	46	941
		不法投棄等減免	4	1	5	1	0	11
		計	3,175	767	980	317	228	5,467
	事業系	許可業者収集	47	55	4	3	3	112
		持ち込み	67	7	11	4	2	91
		計	114	62	15	7	5	203
		災害分 不燃ごみ	1	4	0	1	0	6
		不燃・資源ごみ 計	3,290	833	995	325	233	5,676
	総 処 理 量		22,938	6,003	7,392	2,175	1,326	39,834

#### 4) 資源化量

(単位：t)

種 別		平成	令和			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
古紙類等	新聞	478	407	391	397	367
	雑誌	361	326	333	297	275
	段ボール	489	447	481	470	442
	紙パック	5	5	4	4	3
	紙製容器包装	21	20	10	9	7
	シュレッダー紙	4	4	3	3	3
	衣類等	15	11	7	4	4
小計		1,373	1,220	1,229	1,184	1,101
資源ごみ	スチール缶	114	98	106	100	96
	鉄くず	417	442	470	408	377
	アルミ缶	114	117	143	144	147
	アルミくず	44	48	55	48	41
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	731	682	627	600	556
	ペットボトル	191	154	152	169	197
	プラスチック製容器包装類	518	497	513	521	491
	その他の資源	134	152	36	35	34
小計		2,263	2,190	2,102	2,025	1,939
合 計		3,636	3,410	3,331	3,209	3,040

#### 5) 埋立処分量

(単位：t)

種 別	平成	令和			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
焼却残渣 (主灰・飛灰)	3,599	4,620	4,185	4,052	3,957
不燃残渣	639	746	830	843	863
災害分 (残渣類・瓦くず・ガラス類・壁材)	0	512	1,693	170	187
計	4,238	5,878	6,708	5,065	5,007

6) ごみ収集計画

市町村名		可燃・可燃性資源ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
白 河 市	白河地区	週2回(月・木)	週1回(火)	金曜日隔週	地区ごとに 水曜日隔週  白河地区(白河市) 西白河地区 (矢吹町、西郷村、 泉崎村、中島村)
	表郷地区		週1回(水)		
	大信地区				
	東地区	週2回(火・金)			
	矢吹町	週2回(月・木)			
	西郷村	週2回(火・金)			
	泉崎村				
中島村					

7) 一般廃棄物処理手数料(西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ)

区 分	ごみ処理手数料の額(消費税を含む)
家庭系のごみ	<p>1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 ごみ袋(令和元年10月1日改定)</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ袋 大(45リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 786円</p> <p>(2) 可燃・不燃ごみ袋 小(30リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 589円</p> <p>(3) 可燃・不燃ごみ袋 特小(20リットル・黒印刷) 20枚入り1束につき 389円</p> <p>※資源ごみ用指定袋(かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等)のごみ処理手数料は無料</p>
	<p>2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ 最初の10キログラムまで 150円 以降 10キログラムごと 150円</p> <p>(2) 処理困難なごみ 廃家電4品目 1台につき 1,700円 タイヤ 1本につき 600円 畳 1枚につき 500円</p> <p>※廃家電4品目とは、家電リサイクル法の対象となるテレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)を指す。</p>
	<p>3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合 (◆粗大ごみ戸別収集制度)</p> <p>(1) 収集運搬料金(基本料金) 1回につき 1,500円</p> <p>(2) 処理料金 廃家電4品目 1台につき 1,700円 タイヤ 1本につき 600円 その他 1点につき 500円</p>
事業系のごみ	<p>可燃ごみ、不燃ごみを事業者が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃・不燃ごみ 最初の10キログラムまで 200円 以降 10キログラムごと 200円</p> <p>※事業者が直接搬入するごみのうち、不燃ごみは許可業者が家庭から収集、運搬するごみをいう。</p>
動物の死体	<p>犬、猫等の死体1体につき 1,000円</p>

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等 (令和元年10月1日改定)

○ごみ袋の価格

(単位: 円・税込み)

袋の種類	可燃・不燃ごみ			資源ごみ (ごみ処理手数料 無料)	
	黒			青	
色	黒			青	
規格	大	小	特小	大	小
袋の原価 (20枚入り1束)	251	178	168	249	176
ごみ処理手数料 (20枚入り1束)	786	589	389	0	0
販売手数料 (20枚入り1束)	63	63	63	63	63
小売価格 (20枚入り1束)	1,100	830	620	312	239

○ごみ袋の規格

袋の種類	可燃ごみ・不燃ごみ			資源ごみ	
	大	小	特小	大	小
規格	大	小	特小	大	小
容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	45ℓ	30ℓ
寸法	65cm×80cm	50cm×70cm	40cm×65cm	65cm×80cm	50cm×70cm
肉厚	0.035mm			0.025mm	
材質	軟質ポリエチレン			硬質ポリエチレン	
透度	透 明				

## 2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所在地	白河市大牛埴41番地
敷地面積	8,768.1㎡
延床面積	1,910.71㎡
収集方法	許可業者 5業者 収集車両 20台
処理量	30,281kℓ (1日平均 83.0kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル/3円
施設運転管理	委託

### 1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

市 町 村	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
白 河 市	17,221	17,386	17,244	17,284	17,793
矢 吹 町	4,834	4,958	5,196	4,862	4,763
西 郷 村	3,599	3,530	3,811	3,818	3,651
泉 崎 村	1,420	1,491	1,488	1,495	1,491
中 島 村	2,487	2,652	2,593	2,615	2,583
計	29,561	30,017	30,332	30,074	30,281

### 2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位：kℓ)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
し 尿	4,249	4,340	3,717	3,674	3,502
浄化槽汚泥	18,404	18,578	19,304	18,935	19,739
農集汚泥	6,908	7,099	7,311	7,465	7,040
計	29,561	30,017	30,332	30,074	30,281

### 3) 汚泥処理量の実績

(単位：t)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼 却 処 理	1,544	2,042	1,995	1,933	1,776

※原発事故の影響により、汚泥の放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えていたため、平成23年7月からは肥料としての緑農地還元は行わず、西白河地方クリーンセンターでの焼却処分としている。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和41年 1月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36kℓ／日）を組合に無償移管する
昭和42年 9月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 昭和42年9月竣工 45kℓ／日」を組合に無償移管する
昭和45年 4月	ごみ焼却施設 25 t 炉（12.5 t × 2 機械バッチ）竣工（組合で建設）
” 11月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場（15 t 炉）及び収集車両4台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和50年 4月	ごみ焼却施設 50 t 炉（25 t × 2 機械バッチ）竣工 75 t／日処理体制となった
昭和54年12月	し尿処理施設 40kℓ/日竣工 121 kℓ／日処理体制となった
昭和55年 8月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和56年12月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和57年10月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和60年 5月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけて順次構成市町村で施行となった
平成 4年 7月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工 （白河市字亀石1番地）
平成 7年 3月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
” 4月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9年10月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成10年 4月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
” 8月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成11年 4月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
” 7月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
” 10月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あ ゆ み
平成12年 1月	ダイオキシン類特別措置法施行「小型焼却炉使用規制」
〃 3月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ10品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成13年 4月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4品目）
〃 8月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成14年 3月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 5月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成16年 3月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成17年11月	組合構成市町村の合併により、構成8市町村から1市1町3村の5市町村となる
平成21年 4月	家電リサイクル法改正、2品目が追加され6品目となった
平成22年 4月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成23年 3月	3月11日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4月 1日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる

(3) 滞納整理課

1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成19年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成21年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域9市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るため、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成26年10月1日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員4名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や搜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 令和5年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区 分	割当件数	引受件数	引受滞納額本税
R 5	250	201	118,242

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区 分	0~500	500 ~ 1,000	1,000 ~ 2,000	2,000 ~ 3,000	3,000 以上	計
R 5	134	37	19	5	6	201
割 合	66.67	18.41	9.45	2.49	2.98	100.00

## (3) 処理状況

(単位：件)

区 分	引受件数	完納件数	一部納付件数	差押件数	納付誓約件数
R 5	201	84	98	332	87

## (4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区 分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)		本税徴収率 (C/A)	完納件数	完納率
		本税(C)	附帯金等 (B) - (C)			
R 5	118,242	74,336	18,712	47.04	84	41.79

## (5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税 目	引受滞納額本税 (A)	徴収額本税 (B)	徴収率 (B/A)
市 町 村 民 税	35,110	18,240	51.95
固 定 資 産 税	17,831	10,262	57.55
軽 自 動 車 税	1,279	601	46.98
国民健康保険税	64,022	26,521	41.42
合 計	118,242	55,624	47.04

※市町村民税には個人分と法人分を含む

## (6) 滞納処分状況

(単位：千円、件、%)

区 分	差押件数 (延べ)								合 計
	不動産	自動車等	出資金	動産	預貯金	給与	保険	その他	
件 数	4	0	5	1	31	185	12	94	332
割 合	1.21	0	1.51	0.30	9.34	55.72	3.61	28.31	100.00
換価額	2,467	0	990	184	3,215	8,806	3,494	6,646	25,802

#### (4) 用水供給課

##### 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310<sup>m</sup>の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

浄水場の名称	芝原浄水場
所在地	西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
敷地面積	20,294 <sup>m</sup>
浄水能力	22,900 <sup>m</sup> /日（一日最大取水量）
一日最大供給量	21,310 <sup>m</sup> /日
水源	堀川ダム（多目的ダム）
	位置：西郷村大字真船字横川（左岸）
	西郷村大字小田倉字谷津田（右岸）
	型式：中央コア型ロックフィルダム
	総貯水容量：5,500,000 <sup>m</sup>
	有効貯水容量：5,200,000 <sup>m</sup>
浄水方式	急速ろ過方式
浄水施設	減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混和池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池
排水施設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟
送水施設	流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】
	圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000 <sup>m</sup> 】
	梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内
	鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内
	緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内
管路延長	導水管：φ400mm L=3,877m
	送水管：φ200mm～φ600mm L=80,141m

◎令和5年度供給量実績

(単位：m<sup>3</sup>)

構成市町村	一日最大供給量	一日平均供給量	年間供給量	供給率
白河市	6,800	6,248	2,286,735	91.9%
矢吹町	4,800	4,774	1,747,299	99.5%
西郷村	1,600	1,459	534,044	91.2%
泉崎村	3,510	3,115	1,140,142	88.8%
中島村	1,600	1,584	579,568	99.0%
棚倉町	3,000	3,000	1,098,147	100.0%
計	21,310	20,180	7,385,935	94.7%

※一日平均供給量 = 年間供給量 ÷ 365 (366) 日

◎年間供給量実績

(単位：m<sup>3</sup>)

構成市町村	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,333,846	94.0%	2,303,202	92.8%	2,257,897	91.0%
矢吹町	1,754,174	100.1%	1,752,037	100.0%	1,750,774	99.9%
西郷村	533,514	91.4%	553,439	94.8%	536,460	91.9%
泉崎村	1,104,687	86.2%	1,131,723	88.3%	1,142,143	89.1%
中島村	556,847	95.4%	560,331	95.9%	561,834	96.2%
棚倉町	1,094,899	100.0%	1,094,593	100.0%	1,094,898	100.0%
計	7,377,967	94.9%	7,395,325	95.1%	7,344,006	94.4%

◎令和6年度水道法に基づく水質基準項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブromクロロメタン	42	ジエオキシ
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソボルネオール
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	27	総トリハロメタン(22、24、28、29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブromジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	砒素及びその化合物	30	ブromホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジオキサン	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎令和6年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準39項目	水質基準51項目	水質基準毎月9項目
原水（浄水場入口水）	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—	—
浄水（浄水場出口水）	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	—
白河市大信流量計室(供給地点)	—	4回/年(5, 8, 11, 2月)	左記の月を除き毎月(8回/年)
その他流量計室(供給地点)	—	—	毎月(12回/年)
厚生労働省水道課長 通知規定の検査頻度	1回/年以上	—	—
供給地点の法定検査頻度	—	4回/年以上	1回/月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全51項目から「消毒副生成物11項目」と「味」を除いた39項目です。

※「消毒副生成物11項目」は項目の表の項番21～31の項目です。

※毎月9項目は項目の表の項番(1), (2), (38), (46), (47), (48), (49), (50), (51)の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎令和5年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	水質基準39項目 （原水）	水質基準51項目 （浄水）	水質基準毎月9項目 （浄水）
広域圏	4	8	104
計	4	8	104

◎令和6年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 （堀川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	1回/月	1回/週	1回/週
市町村	—	—	1回/月

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎令和5年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

（単位：検体）

	堀川ダム流入水 （堀川）	原水 （浄水場入口水）	浄水
広域圏	12	49	49
白河市	—	—	104
矢吹町	—	—	24
西郷村	—	—	60
泉崎村	—	—	0
中島村	—	—	12
棚倉町	—	—	84
矢祭町	—	—	36
塙町	—	—	72
鮫川村	—	—	36
計	12	49	477

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和60年 7月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和62年 5月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
〃 11月	企業団設立許可(福島県指令地第975号) 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)
〃 12月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和63年 4月	水道用水供給事業経営の許可を得る(福島県指令環衛第182号)
〃 7月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元年 9月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3年11月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5年 2月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
〃 7月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る(建設省東北地河調発第11号)
平成 7年10月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9年10月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成10年 6月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成11年 5月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成12年 1月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
〃 11月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
〃 11月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成13年 4月	用水供給開始(18,310m <sup>3</sup> /日)
平成16年12月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 (1市2町6村) 用水供給量変更(最大21,310m <sup>3</sup> /日)
平成17年 4月	棚倉町へ1日あたり最大3,000m <sup>3</sup> の供給を開始する ※全体の用水供給量(最大21,310m <sup>3</sup> /日)
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3月31日	白河地方水道用水供給企業団解散
〃 4月 1日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

白河地方広域市町村圏整備組合管路

管路別

導水管：ダクタイル鋳鉄管			道・海水管延長		
路線	管径(mm)	延長(m)	管径(mm)	延長(m)	
導水管	φ400	3,877	導水管	φ600~φ200	67,841
合計		3,877	合計		71,718

管径別

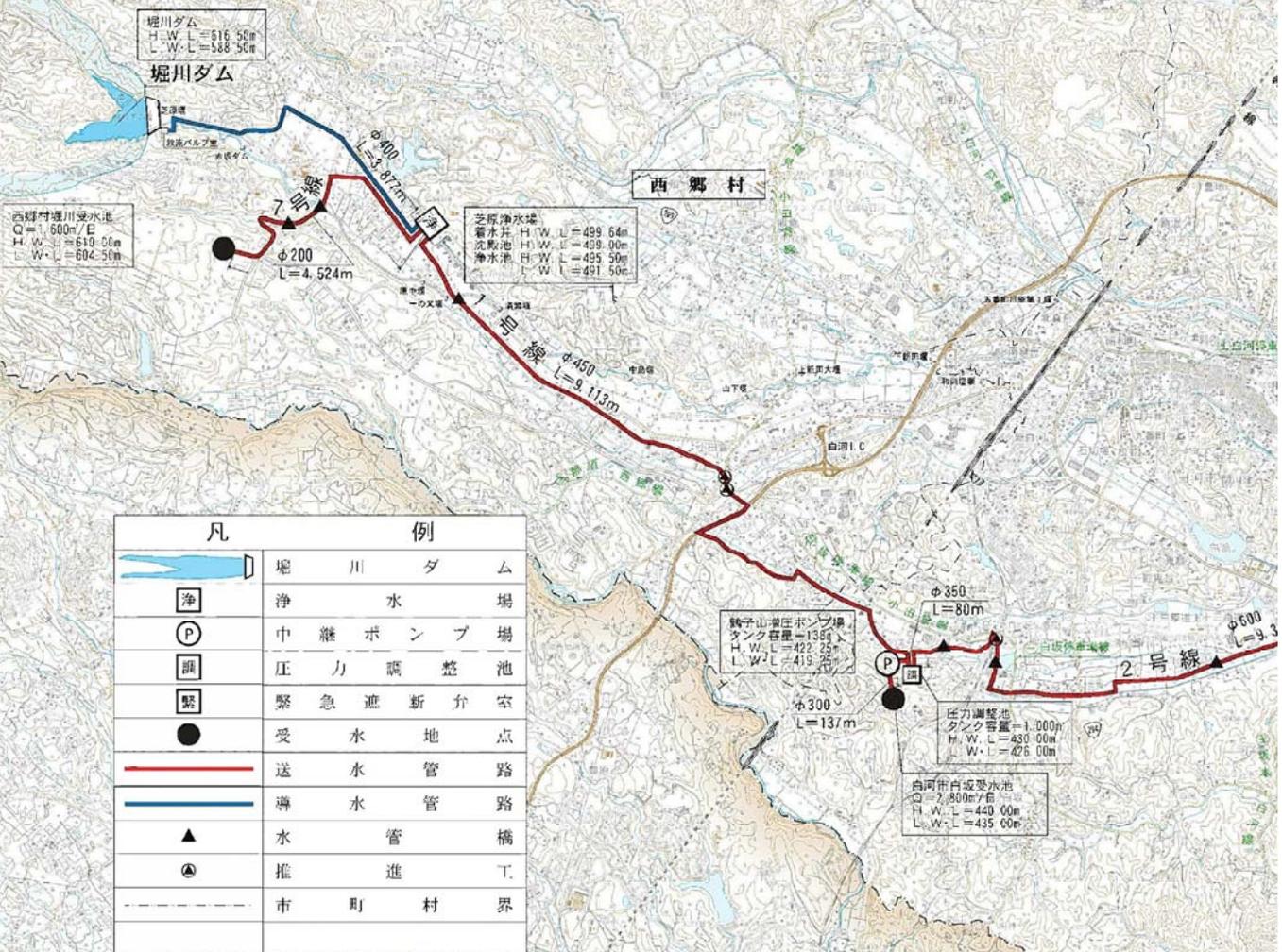
導水管	
管径(mm)	延長(m)
φ400	3,877
合計	3,877

送水管：ダクタイル鋳鉄管			送水管：ダクタイル鋳鉄管		
路線	管径(mm)	延長(m)	路線	管径(mm)	延長(m)
1号線	φ400、φ350	9,193	8号線	φ200	8,119
2号線	φ600	9,337	9号線	φ300、φ350	4,465
3号線	φ450	5,559	10号線	φ200	3,445
4号線	φ400	6,383	11号線	φ200	3,801
5号線	φ300	4,289	12号線	φ250	1,702
6号線	φ200	6,696	13号線	φ250	191
7号線	φ200	4,524	白河市流入管	φ300	137
合計			合計		67,841

送水管	
管径(mm)	延長(m)
φ600	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	1,893
φ200	26,585
合計	67,841

棚倉町

路線	管径(mm)	延長(m)
棚倉町送水管	φ250	12,300
合計		12,300

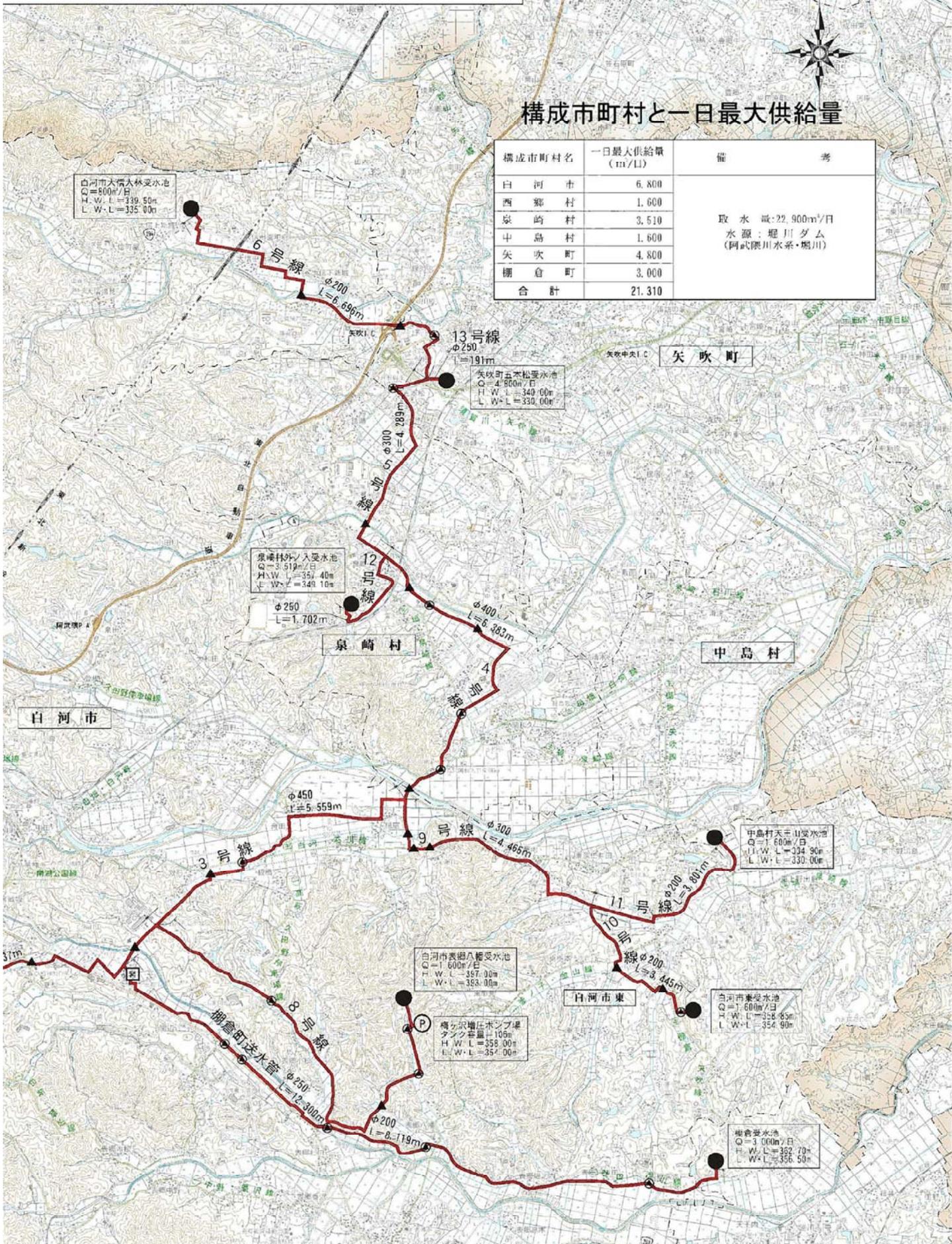


凡	例
	堀川ダム
	浄水場
	中継ポンプ場
	圧力調整池
	緊急遮断弁
	受水地点
	送水管路
	導水管路
	水管橋
	推進工
	市町村界

# 方広域市町村圏整備組合一般平面図

## 構成市町村と一日最大供給量

構成市町村名	一日最大供給量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
白 河 市	6,800	取水 域: 22,900m <sup>3</sup> /日 水源: 堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)
西 郷 村	1,600	
泉 崎 村	3,510	
中 島 村	1,600	
矢 吹 町	4,800	
棚 倉 町	3,000	
合 計	21,310	

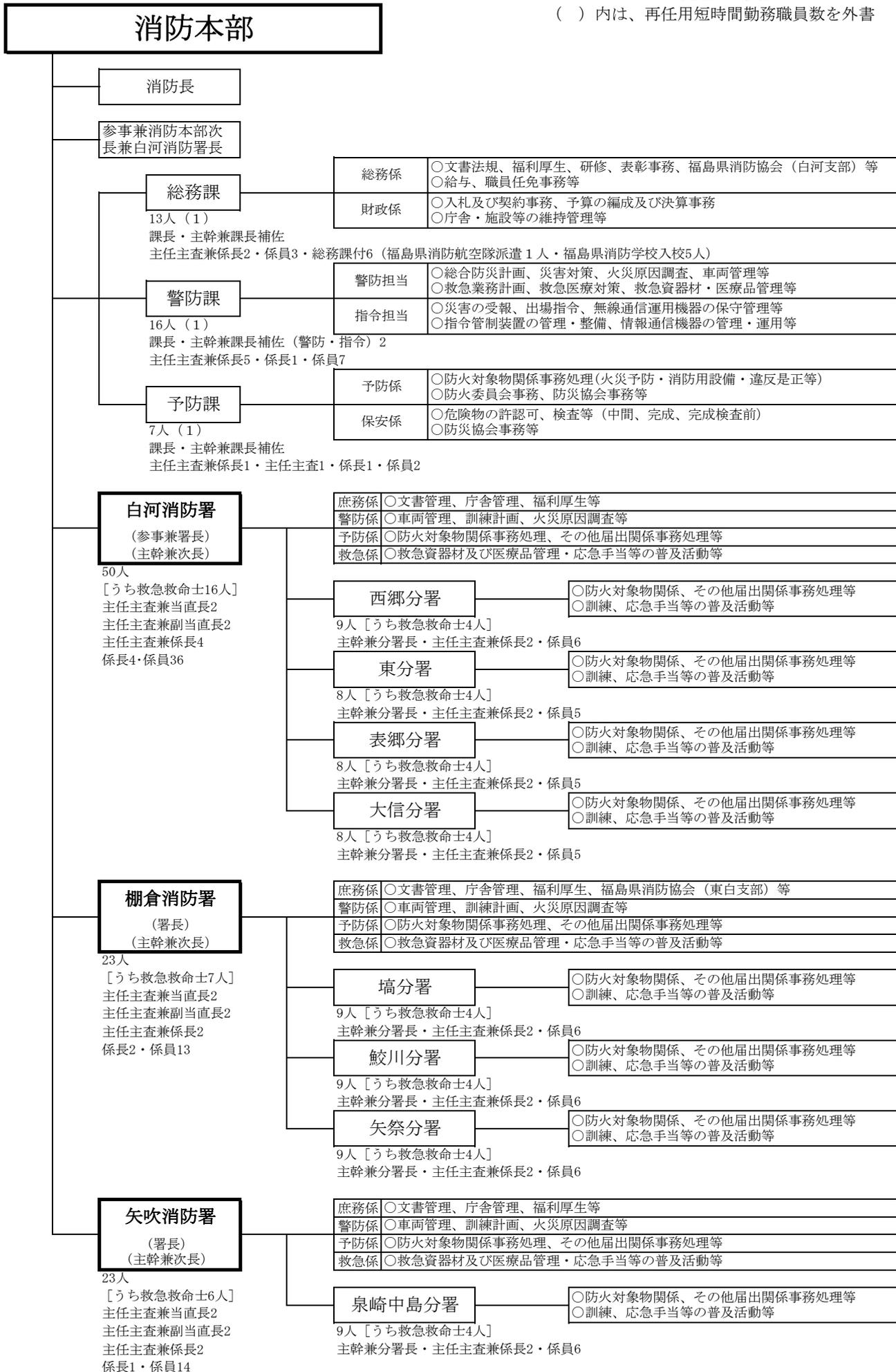




消 防

# 白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

令和6年4月1日現在、職員数 202人(3)  
 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書



# 広域消防力分布図

令和6年4月1日現在

**白河消防分署**  
西郷

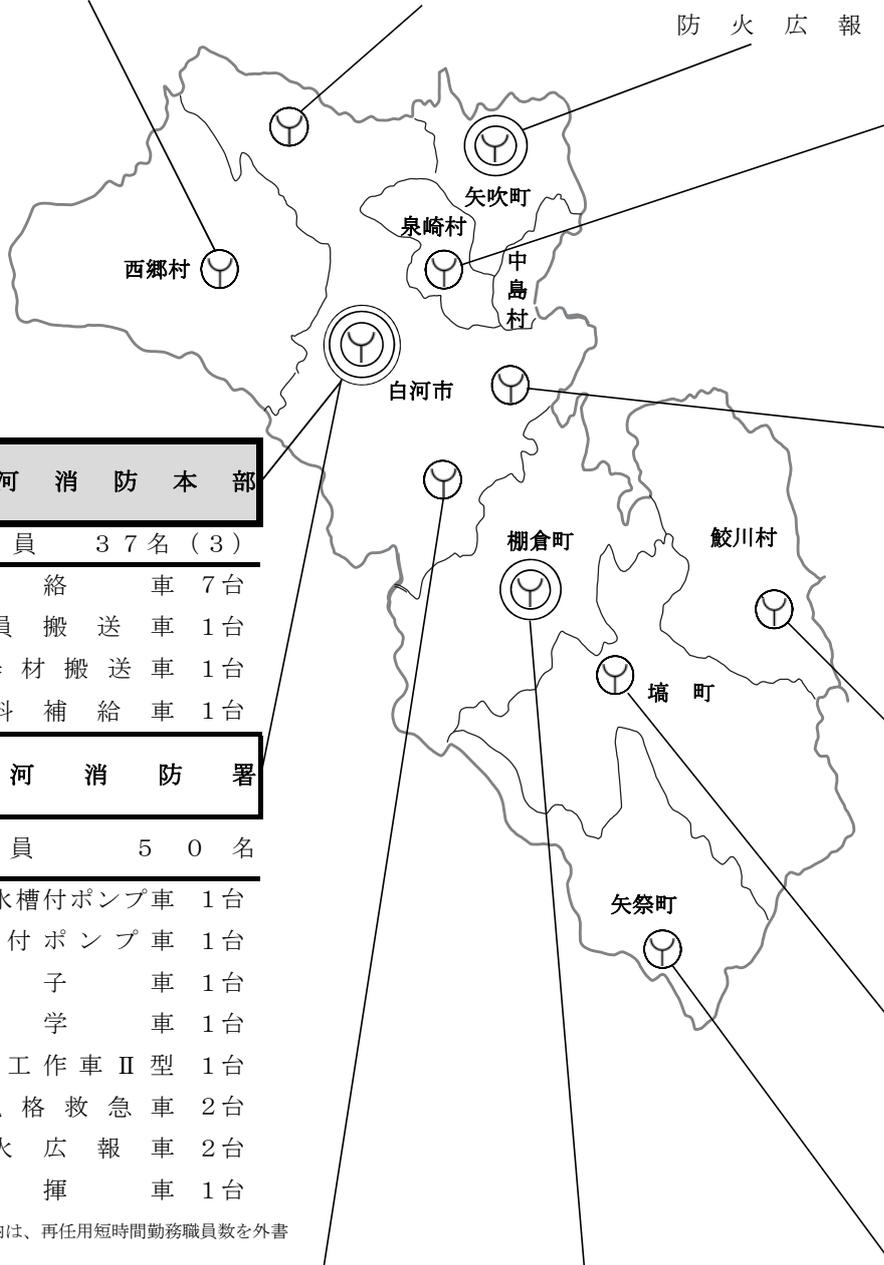
職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防分署**  
大信

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
連絡車 1台

**矢吹消防署**

職員 23名  
ポンプ車(積載兼用) 1台  
水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台



**矢吹消防分署**  
泉崎中島

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防分署**  
東

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**棚倉消防分署**  
鮫川

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**棚倉消防分署**  
塙

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**白河消防本部**

職員 37名(3)  
連絡車 7台  
人員搬送車 1台  
資器材搬送車 1台  
燃料補給車 1台

**白河消防署**

職員 50名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
水槽付ポンプ車 1台  
梯子車 1台  
化学車 1台  
救助工作車Ⅱ型 1台  
高規格救急車 2台  
防火広報車 2台  
指揮車 1台

( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書

**白河消防分署**  
表郷

職員 8名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

**棚倉消防署**

職員 23名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
指揮車 1台  
連絡車 1台

**棚倉消防分署**  
矢祭

職員 9名  
小型水槽付ポンプ車 1台  
高規格救急車 1台  
防火広報車 1台

# 所属別階級別配置状況

令和6年4月1日現在（単位：人）

区 分		消 防 職 員								合 計	
		消 防 吏 員							その 他の 職員		
		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士			小 計
消 防 本 部	消 防 長	1							1		1
	参事兼消防本部次長兼 白河消防署長		1						1		1
	総 務 課		1	2	3	1 (1)			7		7
	警 防 課		1	5	6	4 (1)			16		16
	予 防 課		1	1	3 (1)	2			7		7
	県消防学校派遣										
	県消防防災航空隊 派遣				1				1		1
	県消防学校入校							5	5		5
	小 計	1	4	8	13 (1)	7 (2)		5	38 (3)		38 (3)
消 防 署 分 署	白 河 消 防 署			7	10	22	5	4	48		48
	西 郷 分 署			2	3	3	1		9		9
	東 分 署			2	2	2	1	1	8		8
	表 郷 分 署			2	2	3	1		8		8
	大 信 分 署			2	2	3		1	8		8
	棚 倉 消 防 署		1	5	6	9	1	2	24		24
	埴 分 署			2	3	2	2		9		9
	鮫 川 分 署			2	3	3		1	9		9
	矢 祭 分 署			2	3	3		1	9		9
	矢 吹 消 防 署		1	5	6	8	2	1	23		23
	泉 崎 中 島 分 署			2	3	2		2	9		9
	小 計		2	33	43	60	13	13	164		164
合 計		1	6	41	56 (1)	67 (2)	13	18	202		202 (3)

( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

# 階級別勤続年数

令和6年4月1日現在（単位：人）

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司 令	消防司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満				1 (1)	2 (2)		5		8 (3)
1年						1	5		6
2年							2		2
3年							3		3
4年						1	3		4
5年						6			6
6年					3	4			7
7年					1	1			2
8年					4				4
9年					2				2
10年					13				13
11年				1	9				10
12年				2	11				13
13年				4	7				11
14年				5	8				13
15年				8	3				11
16年				8	2				10
17年				4	2				6
18年				3					3
19年				4					4
20年				4					4
21年									
22年				3					3
23年									
24年			2	2					4
25年			2	3					5
26年									
27年			2	2					4
28年			3	2					5
29年			4						4
30年			1						1
31年			10						10
32年									
33年			1						1
34年			3						3
35年	1	4	4						9
36年									
37年		1	1						2
38年			1						1
39年		1	1						2
40年									
41年			2						2
42年			4						4
計	1	6	41	56 (1)	67 (2)	13	18		202 (3)

（ ）内は、再任用短時間勤務職員数を外書

# 市町村別火

区分 市町村		火災発生件数(件)														焼損面積				
		計	建物	林野	車両	その他	月別内訳											建物 (㎡)	林野 (a)	
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
白河市	R 4	26	13	4	3	6	2	3		1		1	4	3	2	2	1	7	502	3,644
	R 5	19	9	4	4	2	5	1	1	1	1		1	2		2	2	3	366	33
	増減	△7	△4		1	△4	3	△2	1		1	△1	△3	△1	△2		1	△4	△136	△3,611
西郷村	R 4	9	7			2	1	2		1					1	2		2	414	
	R 5	4	2		1	1	1	1									1	1	289	27
	増減	△5	△5		1	△1		△1		△1					△1	△2	1	△1	△125	27
泉崎村	R 4	9	2	2	1	4	2					1	1				2	3		18
	R 5	8	4	1	2	1			1				1	1	2	1	2		373	1
	増減	△1	2	△1	1	△3	△2		1						2	1		△3	373	△17
中島村	R 4	7	5			2	1	1	1						1			3	362	
	R 5	2	1	1			1										1		4	9
	増減	△5	△4	1		△2		△1	△1						△1		1	△3	△358	9
矢吹町	R 4	5	2	1	1	1					2						2	1		3
	R 5	7	2	1	1	3	3	2	1									1	267	1
	増減	2				2	3	2	1		△2						△2		267	△2
棚倉町	R 4	2				2	1										1			
	R 5	3	3						1		1			1					414	
	増減	1	3			△2	△1		1		1			1		△1			414	
矢祭町	R 4	1			1						1									
	R 5	1				1										1				
	増減				△1	1					△1					1				
埴町	R 4	9	5	1		3	2						1	1			2	3	16	31
	R 5	2		2												1	1			18
	増減	△7	△5	1		△3	△2							△1	△1	1	△1	△3	△16	△13
鮫川村	R 4																			
	R 5	2			1	1						1				1				
	増減	2			1	1						1				1				
計	R 4	68	34	8	6	20	9	6	1	2	3	1	5	5	5	4	8	19	1,294	3,696
	R 5	48	21	9	9	9	10	4	3	2	1	2	2	3	3	6	7	5	1,713	89
	増減	△20	△13	1	3	△11	1	△2	2		△2	1	△3	△2	△2	2	△1	△14	419	△3,607

# 災 発 生 状 況

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (単位：件)

焼損棟数 (棟)				罹災世帯(世帯)			罹災人員 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 見 積 額 (千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
2		6	7			5	9		4	19,290	13,468	4,946	391	485
4		8	7	3		6	14	1	6	10,603	7,743	359	2,318	183
2		2		3		1	5	1	2	△8,687	△5,725	△4,587	1,927	△302
6	3	1	1	1	1	2	14	1	1	10,104	10,104			
2		1		1			3		1	9,630	9,216		410	4
△4	△3		△1		△1	△2	△11	△1		△474	△888		410	4
			2						1	477	5	322	150	
3	2	1	2	2		1	3	1	1	7,961	7,912		49	
3	2	1		2		1	3	1		7,484	7,907	△322	△101	
5	1	1		2	1	1	12		1	18,050	18,050			
		1				1	6			164	101	63		
△5	△1			△2	△1		△6		△1	△17,886	△17,949	63		
		2						2		229	19		210	
1		1		1		1	5	1		11,481	11,381		100	
1		△1		1		1	5	△1		11,252	11,362		△110	
5		1	1	2		1	4		2	6,995	6,995			
5		1	1	2		1	4		2	6,995	6,995			
								1		20			20	
								△1		△20			△20	
2			3			1	1		1	276	276			
									1					
△2			△3			△1	△1			△276	△276			
										2,146			303	1,843
										2,146			303	1,843
15	4	10	13	3	2	9	36	4	8	48,446	41,922	5,268	771	485
15	2	13	10	9		10	35	3	11	48,980	43,348	422	3,180	2,030
	△2	3	△3	6	△2	1	△1	△1	3	534	1,426	△4,846	2,409	1,545

# 市町村別火災原因状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (単位：件)

原因別	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	合計	割合
たばこ	1	1			1					3	6.3%
こんろ	2	1	1							4	8.3%
かまど											0.1%
風呂かまど											
炉	1									1	2.1%
焼却炉							1			1	2.1%
ストーブ	1					1				2	4.2%
ボイラー											
排気管	1									1	2.1%
煙突・煙道											
電気機器	2		3		1					6	12.5%
電灯・電話の配線					1					1	2.1%
内燃機関											
配線器具											
火あそび											
取灰											
溶接機溶断機	1									1	2.1%
たき火	2		2		1			1		6	12.5%
衝突の火花											
火入れ	1			2	1					4	8.3%
放火・放火の疑い			1		1	1				3	6.2%
その他	5		1		1			1		8	16.6%
不明調査中	3	1				1			2	7	14.5%
合計	20	3	8	2	7	3	1	2	2	48	100%

# 過去5年間の火災状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

年 別		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分						
火災発生件数 (件)	建物火災	29	27	31	34	21
	林野火災	9	6	5	8	9
	車両火災	6	5	5	6	9
	その他の火災	23	18	15	20	9
	合 計	67	56	56	68	48
焼損棟数 (棟)	全 焼	17	13	25	15	15
	半 焼		3	4	4	2
	部 分 焼	13	15	9	10	13
	ぼ や		12	15	13	10
	合 計	30	43	53	42	40
焼損面積	建物面積 (㎡)	1,815	1,975	2,617	1,294	1,713
	林野面積 (a)	431	52	94	3,696	89
罹災世帯数 (世帯)	全 損	17	11	8	3	9
	半 損		1	2	2	
	小 損	13	11	14	9	10
	合 計	30	23	24	14	19
	罹災人員	60	58	63	36	35
損害見積額 (千円)	建物火災	57,707	119,302	115,009	41,922	43,348
	林野火災	9,372	185	51	5,268	422
	車両火災	6,646	4,981	3,135	771	3,180
	その他の火災	2,103	541	496	485	2,030
	合 計	75,828	125,009	118,691	48,446	48,980
者死数傷 (人)	死 者	3	1	5	4	3
	負 傷 者	10	5	14	8	11
1日平均損害額 (千円)		208	342	325	133	134
1件当たりの建物平均損害額 (千円)		1,990	4,419	3,710	1,233	2,064
1日当たりの建物平均損害額 (千円)		158	327	315	115	118

## 発生場所別

種別 市町村別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害		
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
白河市	旧白河	3,019	2,266	2,628	1,973	10	3				141	116	12	12
	表郷		335		303	2	1				14	13	4	4
	大信		198		181	1					9	7	1	1
	東		220		171	4	1				12	11	3	3
西郷村			914		812	3	1				76	66	8	8
泉崎村			291		257	6					20	17	3	3
中島村			211		190						18	16	4	4
矢吹町			849		751	8					63	62	11	11
棚倉町			633		563	3	1				32	29	10	10
矢祭町			242		212	1					20	14	4	4
塙 町			398		368	1	1				15	14	5	5
鮫川村			155		144	1					6	6	1	1
その他			13		8	1					7	4		
合計			6,725		5,933	41	8				433	375	66	66

前年同期	6,626	5,627	55	3			3		442	364	78	74
------	-------	-------	----	---	--	--	---	--	-----	-----	----	----

比 較	99	306	△14	5			△3		△9	11	△12	△8
-----	----	-----	-----	---	--	--	----	--	----	----	-----	----

## 署別救急

種別 署別		合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
白河		2,230	1,934	16	4					153	125	14	14
西郷		623	556							47	38	4	4
東		392	313	7	1					30	28	5	5
表郷		451	393	6						28	26	8	8
大信		329	306	1						14	14	1	1
計		4,025	3,502	30	5					272	231	32	32
棚倉		563	505	1						31	26	8	8
塙		414	386	1	1					18	17	6	6
矢祭		246	217							13	11	3	3
鮫川		149	140	2	1					6	6	1	1
計		1,372	1,248	4	2					68	60	18	18
矢吹		786	714	5						59	55	10	10
泉崎中島		542	469	2	1					34	29	6	6
計		1,328	1,183	7	1					93	84	16	16
合計		6,725	5,933	41	8					433	375	66	66

# 救急出動状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
11	9	294	272	5	3	18	11	1,585	1,381	190	166	2,282	1,876	△ 16	97
		46	41			3	2	252	231	14	11	291	253	44	50
		22	20					162	151	3	2	203	187	△ 5	△ 6
		33	24	1	1			162	129	5	2	222	176	△ 2	△ 5
2	2	104	96			13	4	659	593	49	42	877	726	37	86
4	4	32	32			2	1	219	198	5	2	309	256	△ 18	1
1	1	22	17			2	2	158	147	6	3	214	186	△ 3	4
3	3	95	87	3	2	3	1	573	509	90	76	798	699	51	52
4	4	87	82			5	4	450	399	42	34	594	528	39	35
1	1	32	31			2		179	162	3		243	218	△ 1	△ 6
2	2	55	53	2	2	2	1	263	245	53	45	400	347	△ 2	21
1	1	32	31					110	104	4	1	184	167	△ 29	△ 23
								5	4			9	8	4	
29	27	854	786	11	8	50	26	4,777	4,253	464	384	6,626	5,627	99	306

33	32	895	801	18	12	64	37	4,565	3,917	473	387
----	----	-----	-----	----	----	----	----	-------	-------	-----	-----

△ 4	△ 5	△ 41	△ 15	△ 7	△ 4	△ 14	△ 11	212	336	△ 9	△ 3
-----	-----	------	------	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----

# 出動状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (単位：件、人)

運動競技		一般負傷		加 害		自損行為		急 病		その他		前年同期		比 較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
8	6	290	270	4	3	23	12	1,585	1,384	137	116	2,148	1,724	82	210
5	5	80	72	1		7	3	467	427	12	7	609	515	14	41
1	1	48	34	1	1	2	2	279	227	19	14	397	312	△ 5	1
		63	58			3	2	328	290	15	9	482	410	△ 31	△ 17
		31	28			1		197	182	84	81	376	343	△ 47	△ 37
14	12	512	462	6	4	36	19	2,856	2,510	267	227	4,012	3,304	13	198
4	4	79	76	1		5	4	396	355	38	32	538	489	25	16
2	2	48	47	1	2	3	1	286	266	49	44	409	362	5	24
1	1	40	38			1		181	163	7	1	255	224	△ 9	△ 7
1	1	29	28					107	102	3	1	179	159	△ 30	△ 19
8	8	196	189	2	2	9	5	970	886	97	78	1,381	1,234	△ 9	14
3	3	86	81	3	2	2	1	539	494	79	68	683	614	103	100
4	4	60	54			3	1	412	363	21	11	550	475	△ 8	△ 6
7	7	146	135	3	2	5	2	951	857	100	79	1,233	1,089	95	94
29	27	854	786	11	8	50	26	4,777	4,253	464	384	6,626	5,627	99	306

## 月別救急出動状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (単位：件)

月別種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
火災	8	3	4	2	3	1		3	2	4	5	6	41
自然災害													
水難													
交通事故	25	25	34	39	44	42	45	35	32	41	37	34	433
労働災害	1	7	4	8	11	2	3	3	6	6	4	11	66
運動競技	3	3	5	3	1	4	1	6	1	1		1	29
一般負傷	61	77	59	80	76	92	82	58	79	61	62	67	854
加害	1	1	3	2	1	1		1			1		11
自損行為	3	5	5	5	4	6	5		5	7	2	3	50
急病	319	361	343	476	532	415	365	401	432	408	352	373	4,777
その他	39	38	40	39	40	39	38	26	43	37	34	51	464
合計	460	520	497	654	712	602	539	533	600	565	497	546	6,725

## 市町村別救急業務実施状況

市町村別	人口(人) 令和2年 4月1日現在	救急出動件数(件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数(件)
		令和4年度	令和5年度 A			
白河市	59,491	2,998	3,019	0.7	1日に 8.2 回	5.07
西郷村	20,808	877	914	4.2	1日に 2.5 回	4.39
泉崎村	6,213	309	291	△5.8	1日に 0.8 回	4.68
中島村	4,885	214	211	△1.4	1日に 0.6 回	4.32
矢吹町	17,287	798	849	6.4	1日に 2.3 回	4.91
棚倉町	13,343	594	633	6.6	1日に 1.7 回	4.74
矢祭町	5,392	243	242	△0.4	1日に 0.7 回	4.49
埴町	8,302	400	398	△0.5	1日に 1.1 回	4.79
鮫川村	3,049	184	155	△15.8	1日に 0.4 回	5.08
その他※	-	9	13	44.4	28日に 1 回	-
計	138,770	6,626	6,725	1.5	1日に 18.4 回	4.85

※その他は圏域市町村以外の救急出動

